

参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和三十九年三月十二日(木曜日)
午前十一時四十三分開会

委員の異動

三月十二日

辭任

補欠選任

古池	信三君	大谷藤之助君
宮澤	喜一君	館 哲二君
村山	道雄君	山本 杉君
源田	実君	高橋 衛君

出席者は左のとおり。

委員長 三木與吉郎君
理事

委員

大谷藤之助君

國務大臣

國務大臣

山村新治郎君

政府委員

内閣法制局
第二部長
真田 秀夫君

説明員

林野庁職員部長 森 博君

本日の会議に付した案件

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(林野庁定員外職員の問題に関する件)

○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長（三木與吉郎君）　これより内閣委員会を開会いたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題とし、林野庁定員外職員の問題に関する件について調査を行います。

まず、前回の本件調査に関連し、政
府側から発言を求められておりますの
で、これを許します。森林野庁職員部
長。

○説明員（森博君） 前回、国有林野事業で使っております常用定期作業員が六カ月以上雇用しておりますが、國家公務員法第六十条では、臨時的任用で

も六カ月をこえてはならないことになっていのではないかという千葉先生のお質問がございまして、私のほうのお答えが明瞭でなかった点がございしますので、重ねて御説明を申し上げますが、国家公務員法第六十条に

これは人事院規則八の二の第十六条によりましますと、常勤官職に欠員を生じた、場合でございまして、まず第一には、災害その他重大な事故のため、当該官職に採用、昇任等の方法により職員を補充するまでの間に員を欠けておられることと、

が、できない緊急の場合、第二番目には、当該官職が一年以内に廃止されること、が予想される臨時的のものである場合、第三には、適当な任用候補者がない等の場合でございまして、人事院の承認を得て見込職員として、着て臨時

對して、第一はこれらの諸君は一定した職務を持っているものでないとか、ないしは官職職名はないとか、まさに人間扱いしていない答弁がことばの中にあつた、この点はいまでもそう思っているか。

それから第二点は、これらの非青藍職員もしくは常勤的労働者の場合には、それと似た一般職の職員だと私は思ったのに、あなたは否定するもしないでもない御答弁で終始をされたわけですが、その二つの点についてこの際明確にしてください。

○説明員（森博君） 第二の問題の、一般職の職員であるかどうかということにつきましては、もちろんこれは一般職の職員と思っております。

て、たとえば伐木の職とか、集運材の職とか、常にそういう職をいろいろ変わっていたで、こういうことになつてゐるわけでございます、申し上げますと、たてまえはそういうふうになつてゐるつたでございます、た

うにかわるというような場合にも、これは非常に賃金に差があるわけでございます。それで、たとえば一般の公務員の場合におきますと、これは一本の俸給体系に、全国なるわけでございますが、これは作業員の関係になりますと、全国非常に違うわけでございまして、そういう関係から、また、その職種によってもいろいろ違う。その職からいろいろ進みますと、やはり職とそれからその俸給というものは、これは一致してなければならぬものの、職というものは俸給に伴ったものできていくわけでございます。それでございしますので、変わっていただくときに、賃金が非常に違うということであれば、やはり職も変わって、それで仕事もいろいろ作業の關係で、冬場はなくなったりする作業がございますので、変わっていただくということをたてまわっていたかどうかということにいたしまして、職をそれぞれ変えていくという形になっているわけで、その職というものは、これは長く続くというものではないわけなのでございします。そういう点から、職がないということをお申しませんけれども、非常に特殊な形になっておりまして、それでまた、これは非常に雇用する面におきまして、全国非常に賃金が違うわけでございします。それから作業の中の、林業労働の中の作業というものは非常に

職もどうしてもこま切れの職になるわけでございますが、それを継ぎ合わせでござる、こういうふうな形になっているわけでございます。

○千葉信君 一般職の公務員だということをはっきり言ったことは了解するのです。だいぶ勉強してきたようだ。しかし、第二点の、そのいまの答弁ならば、おおむね了解できるし、実情もそうであろうと思うが、この間の答弁では、これらの日々雇い上げる職員については、職名などというものはなっていない、職はない、こういう答弁をしたので、それで私はいきり立ったわけだ。いまあなたの言うように、実際上は、職そのものはりっぱにあるのだけれど

も、そしてその職についているときには、たとえば作業員であるとか、これは一々読むのはやめますが、本来その職階制に関する法律は国会を通つたけれども、職種職給に関する明細書はまだ国会の承認を受けてない。したがつて、官職とはいつても、いまのところはまだいづれの官職も暫定的なもの、これはあなたも知つてゐるだらう。しかし、そうであっても、暫定的ではあつたが、その一般職の職員が、職名もなしに、人間扱いしないような客弁をしたから、私は激高したのであつて、いまのように、給与の關係等があつて必ずしも固定しないから、一人一人の人が、他の職について、いつでも同じ職にいるのではない。そういう実情があつてああいう客弁になつたということならば、私は一応了解するけれども、しかし、これからもあることですから、特にこれらの一般職の職員は神経がとがっていると思う。おまえら職名も官職も何もないのだというやうな

かっこうの、こういう国会の答弁がもし耳に入るようなことがあれば、決していい気分はしないと思う、実際の状態はそうでないのだから。やはり人事院でもはつきりその非常勤の職員に対しても、毎年人事院のほうから報告される文書の中にも、職名の分類の基準というものをはつきり出して、そしてたとえば事務補佐であるとか、タイピストであるとか、あるいは労務関係では作業員であるとか土木工夫だとか、いろいろその職名はちゃんと持つてゐるわけだから、今後その取り扱いについては十分慎重にやっていただきたい。いま私から聞きました二つの点については一応了解します。

そこで、国家公務員法第六十条の解釈、あなたの言われた解釈は間違ひではない。しかし、それは現行ではないのだ。あなたは古い頭で、古いときたきき込まれた頭で六十条を解釈しているのであって、いまはそういう六十条の解釈は成り立たない。どうしてかという、非常勤の職員であるとか、常勤労務者の雇用の関係については、これはいづれの省庁でも日々雇ひ上げているかっこうをとっているようですが、昭和三十六年までは定員法が現存して、その定員法にあなたがいま言われた人事院規則の八の一四にいう「二カ月以内の任期を限られた」ということは、定員法の第一条に日々雇用する職員の場合には二カ月以上継続してこれをしてはならない、こういう条文が、この定員法の廃止とともにこの条文は消えた。消えただけども、はっきりこれは消えつきりに消えたのじやなく、そういう非常勤の諸君等に対する扱いについては、三十六年の六月二

日施行ということになって人事院から、人事院規則八の一四の規則が出てゐる。それによりますと、第四条では昭和三十六年六月一日以降、つまり定員法の廃止されたその日以降「引き続きの在職する二月以内の任期を限られた常勤職員」の他の官職への異動については、なお、従前の例による。」と、あなたは初め、八の一を引用されたけれども、この八の一四もわれわれとしては非常勤の職員の雇用の条件としては頭に入れておかなければならない。おまけにあなたの答弁をされた国家公務員法の第六十条というのは、この定員法の条文のなくなつてしまつた段階においては、国家公務員法のど

こをさがしても、臨時に雇用するものないしは日々雇ひ上げるその職員等に対する規定はどこにもない。ないでしよう、一カ所も。ない場合には、その臨時に雇用する職員に対するどこかの国家公務員法の条文を適用する以外に道がない。そうしなければあなたのいふ言われた第六十条の中に「任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、これが一つ。「臨時の官職に関する場合」これが一つ。「又は任用候補者名簿がない場合には、こうなっております。私はこの例示としてあげられている「臨時の官職に関する場合」という条文の援用なしには非常勤職員等を使用する法的な根拠が何もないに政府はいいかげんなことをやっているということにならざるを得ない。こういう解釈を法律の解釈にあたってはとることが正しい。客観情勢が変わり、客観的な事実が変わり、おまけに法律も改正されたときには、在来^{（きざい）}の法律条文の解釈では役に立たないとい

いうのが実態なんです。だから、そういう意味では、あなたの言われたさっきの六十条に関する答弁は、昔の非現行のものの答弁としては、私もそういうふうなそれまではこの条文を解釈していた。間違ひではないけれども、定員法の廃止になったそれ以後の解釈のしかたとしては必ずしも適切なものではない。したがって、人事院では人事院規則の八一四の第四条の解釈によつてそれに代替するものだという見解をとつておるのですから、あなたは八一四の第四条で、つまりそれまでの日々雇用する者を林野庁のように十年も二十年もこき使つておる、そしてそれを表彰して、それで能事終われりとい

いうやり方は法律上は違法だということにならざるを得ない。ぼくのいま言ったような解釈でいけばですよ。その点に問題が起こってきているわけです。そしてこれはあなたが私の言うことに納得がいけば、私はあとは、これは委員長に申し上げますが、本来ただいま申し上げている質問というのは鶴岡君の質問に関連して、私が林野庁の長官に質問をした国家行政組織法第七、七条関係から出発して、突然ひよいとこういう混乱が起こったのです。もしいまの解釈について、私は職員部長というその仕事が非常に林野庁の非常勤職員の身分なり、あるいは待遇等に大きな関係を持つために、あなたの考えに対しては十分われわれも納得し、あなたも納得するような解釈のしかたをしておくのでなければ、思わない不幸が引き続いてくるおそれがあるから、そこで私はあなたにその点をはっきりしてもらいたいと思つて質問したわけ

ですから、六十条の解釈はどうですか。

○説明員(森博君) 私ども先生の御著書に見拝聴いたしまして、たいへん参考になる御意見で、勉強しなければならぬな、といふと思うわけでございます。なかなかむずかしい問題と思うのでございますので、検討させていただきますと思ひます。

○鶴岡哲夫君 いまの職員部長の発言の中に関連をしておつて伺つておきたいのだけれども、何かあなたは職がかわるような話でしたですね。あれは職ですか、それとも作業の何といふすか、形というのか、そういうものか、造うのか。それから、そうでない者も一ぱいあるでしょう。私は常用作業員

の中の変わる者の例をとって言っておられるように思うのですが、変わらないうちにもあるのですね。それからもう一つ、いま千葉さんの発言にもう少し関連をするのですが、任用はどうしているのですか。それからもう一つ……、そうね、任用を聞けばいいですね。私は一昨日、二カ月の任期を持っていたのではないが、二カ月間の雇用予定ではない、任期を持っておるのじゃないかという質問をしておるのですが、これはいま千葉さんのものと非常に関連するのですが、これひとつ、三つ答弁してみてください。

○説明員(森博喜) 職ですか、という御質問でございますが、まあ職というのは、やはりこれは賃金なり俸給なりに結びついたものが職だと、こういうふうにご考えておりますので、たとえば伐木とか巻立とか集運材手とかいうのが職種だとわれわれは考えておるわけでございます。それから、そういうふうには私には変わるということを申し上げ

ましたが、屋外作業員の大部分は変わっているわけですが。中には比較的に変わらない職といふものもございませうけれども、雇用いたしますたてまえといひましては、変わるべきであるといひたてまえで雇用いたしておりますので、考え方としては同じだと、こう考へております。それから任用でございしますが、これは人事院規則の八―一四で任用いたしております、前年度十二ヵ月雇用された者、心身健全な者、省管内の異動に應じられる者、そういふふうで考へておりました、期間といふのは二ヵ月間雇用するという形で採用しているわけですが。

○鶴岡哲夫君 どうも職員部長、一万二千名もいるのですから、そして国有林野における根幹的な要員なんです。その任用が何かあいまいな答弁ですが、それから期間もあいまいです。ですから二ヵ月の期間といふのは、これは雇用の予定ではなくて、はつきり任期を持っているのです。二ヵ月と、辞令はそう出ているのでしょ。私は辞令を見てもうたつた。辞令を見てみると、これは二ヵ月の任期を持っています。それからもう一つ任用はこれは先行です。あれは条件が要るわけですよ。過去十二ヵ月以上引き続き勤務している者、これからさらに将来とも働いてもらう者、そして転動に應ずることが出来る者、これだから、任用の場合においては、これははつきり先行しているわけですよ。こういうのを非常勤なんといふのはおかしいですね。どういふわけで非常勤といふふうに言われるのか、それを聞きたいわけですよ。ほくは、これは一つの焦点なんです。日々じゃないですよ。

二ヵ月の任期を持っているのです。そしてこれは特別の事情の変化がない限り更新をしていく。そして無期限雇用。林野庁長官が表彰し、農林大臣が長年勤務したということで表彰しているわけですよ。それはどういふ理由で非常勤なのか、これをちょっと聞きたいのです。いま答弁できなかった、別でもいいですよ。先行ですよ、明らかには。二ヵ月の任期を持っています。いいかげんなことでは困ります。まあ答弁できるなら答弁してください。

○委員長(三木與吉郎君) 研究しますか、答弁しますか。

○説明員(森博君) よく研究いたしますから。

○鶴岡哲夫君 一つ言っておきますがね。こういうあいまいなことじゃだめですよ。あいまいじゃなく、もっとはっきりしなければ困るんです、こういうのは。なっちゃいけないです、林野庁は。こればかりじゃいけない、ほかの問題も出したいけれども、とにかくこういふあいまいなことじゃいかぬですよ。一万二千人もおいて、十五年動続したといつて、農林大臣が表彰したり林野庁長官が表彰するのだから。もっとこういふ任用関係については、はつきりした見解を持って次回機会を改めてひとつ答弁してもらつたということにいたしませんか。

○千葉信君 早く林野庁長官を呼んでもらいたいんですがね。その前にひとつ山村さんに注意を喚起しておきたいのは、いま質疑応答の中で明らかにしたような非常勤勤務者ないしは常勤の非常勤職員の数というのは、この人事院の統計による報告によりますと、

林野庁に九万六千四百人いるのです。これはゆゆしい問題だと思つた。またそのほかの現業庁にもあります。しかも、林野庁が一番多くて九万六千四百人。しかもそれがいま鶴岡委員の質問に出たように、実際の雇用の状態は日々雇ひ上げた前回委員会では答弁しておりながら、いま日々雇ひ上げではない、実際の状態においては、この人事院規則に制限されておる二ヵ月以内といふ条文があるものだから、二ヵ月の雇用期間をもつて雇ひ上げておる。これは行政管理局長官としてもこのままで放任できない問題だと思つた。私はあとから林野庁長官に前回の答弁と関連して少しづつかなければならぬ点がありますからね。いままでの質問から見ても、山村さんもよく実情をおわかりになったと思つたから、これ至急、長い間かかって善処ということに

急がなくて、早急にこの問題を解決していただくように、しかもその解決の方法は、この間の林野庁長官の答弁は、知つていて答弁しているのか、知らないで答弁しているのか知らないけれども、法律を半分しか見ていない。もっと詳しく調べれば林野庁の長官なり山村さんなりが腹をきめれば、腹をくればすぐにでも解決する方法がちゃんと法律にあるのですから、それひとつ山村さんどうですか、至急に解決してもらえないのですか、これは。

○国務大臣(山村新治郎君) 先般来鶴岡委員並びに千葉委員のいろいろの御質問を拝聴いたしております、私も十分これは検討に値するものと考え次第でございます。十分行管といった

しましては検討いたします。

○千葉信君 それじゃ林野庁長官に連絡を……。

○委員長(三木與吉郎君) ちょっと速記をとめて。

(午後零時十五分速記中止)

(午後零時三十分速記開始)

○委員長(三木與吉郎君) 速記を起こしたので、長官に対する御質疑を願います。

○千葉信君 それじゃ、林野庁長官に前回の引き続いて御質問いたします。

前回の私の質問に対して、林野庁の者にまぎらわしい職員に対して定員法上の正規の措置をとれない理由は、国家行政組織法第十九条にあると。その第十九条によると、「各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員

の定員は、つぎの各条に定める通りである」と。つぎの各条に定める通りである。第一項の規定に基づいて法律を改正する措置がとられなければならない。つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

をこころではつきり言うことは少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも実情をはつきりとわれわれに了解できる程度にまでは説明することができない状態でしょう。しかも、私は長官にいままたあらためて来てもらつたのは、前回の続きですけれども、あなたは第十九条の第一項だけを取り上げて、しゃちほこばつた答弁をしておられますけれども、同じ第十九条の第二項によりますと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。」これ、恐縮だけれども行政管理局の長官もよく耳を澄ましてお聞きを願いたい。同じく同条の第三項には、「前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。」つまり一年間は政令でやってもいいけれども、そのあとと継続して使用しなければならぬような状態のときには、今度は法律によって第十九条の第一項、第二項、第三項で、非常に私どもから言へばこしやくにさわるぐらいに政府の思うとおりに何でも簡単にやれるような法律の条文になつてゐる。やれないやれないとしゃちほこばつて答弁するのは、どこに理由があるのか了解に苦しむ。やろうと思へば政令で簡単にできるのですから。おまけにもう一つあるのです。同じく国家行政組織法の第二十一条の第二項には、「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところ

により、第十九条第一項の規定にかかわらず、政令でこれを定めることができる。」つまり二十一一条では、第十九条の第三項で、一年以上上ったらこれは政令でなくて法律に移行しろといっています。現業の場合にはまた特例があるわけですが、現業の場合には第十九条の一項にかかわらず政令でずつとやってもよろしいと、立法の状況がこういうふうになっているんです。それから、私は山村さんの決意のいかんひとつでこの問題はそんなにむずかしい問題ではないと思うんです。そこで私は林野庁の長官にお伺いします。あなたが法律の条文があることはあなた知らぬはずはない。知っていて国会で聞かれると、第十九条の第一項だけを答弁して得々としている。その態度自体がおかしいと思う。しかもおまけに第十九条の第一項というところの事情は、恒常的な職種ではないとあなたが言い切る根拠がないくらしい状態がこの委員会ではっきりしているんです。いまもあなたの来る前に、あなたのほうの職員部長に私も顧問委員も質問して、実際の状態は、日々雇い上げというやり方をするに法律なり人事院規則がなっているけれども、実際にはもう二カ月の期間人事院規則にも制限がないのだからという考えで二カ月の期限をきめて雇用了。ほとんどそれを雇用了。これは雇用了しているのを悪いとは言わないんです。法律上は疑義があるけれども、当然そういう必要とする人員ならばそういう雇い方をしてもよろしい。ただ、そういう雇い方をしてもよろしいけれども、扱いはこの法律のとおりにはつきりとして正規の取り扱いをすべきだ。これを

をひとつ私の意見に不服ならば答弁を聞こうじゃないですか。

○政府委員(田中重五郎) この前申し上げたわけですが、「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」と申す場合、その恒常的職ということの解釈でございしますが、この職を組織の単位と考えた場合、その職がその組織の単位として恒常的に置かれる必要がある、それに一人の自然人が充てられるというふうにかえまして場合には、常用作業員の場合には、その常用作業員の職をこの十九条にいうところの職というふうには解釈していいというところをこの前も申し上げたつもりでございします。その理由もいたしたしまして、この前が作業の特殊性から言いますと、気象的、地形的あるいは林業自体の特殊性から言いますと、間断な仕事になっておるといふことで、その職種をもってここにいう恒常職というふうには解釈していいことを申し上げたわけでございます。

○千葉信君 どうもあなたはなるべくぼくたちの言うことを聞きたくない聞きたくないという腹で無理やりへ理屈をこねている答弁としかとれないのですが、あなたはそんなことを言うけれども、いまあなたの使役している非常勤職員の使役方はどうなんでしょうか。さっきも職員部長から答弁がありましたけれども、実情については、たとえば伐採の仕事をやっている職員がいる。その伐採の仕事は一年じゅう続くのではない。そういう場合にはその伐採の仕事をやっていた伐採の職種に従事した職員が、今度は運搬のほうに回る。

つまり運搬夫というふうになる。そういうことが答弁の中で言われました。私は実際の仕事の運営のしかたとしてはそうだと思うのです。そうして非常勤職員の使役の状態は、そういう伐採した職員を今度は運搬のほうに回して使っている。あなたのほうの答弁はそういうふうな一つの職種から次の職種に移らなければならないような林野庁の仕事の状態であるから、したがって、その職に固定するわけにいかないから、この第十九条で縛らざるを得ない。あなたはこういう答弁でしょ。ところが、実際には非常勤の場合にも、かりに伐採の発令をした職員の場合でも、仕事がなくなったらこの場合は運搬夫に切りかえる、職種の転換ができる。人事院規則の配置転換の条項をここにきき三項もうたっているではございませんか。非常勤職員のほうでできるそういう職種の転換なり職種の転換が本採用にした場合にできないという理由は一体どこにあるのですか。しかも第十九条の解釈からいけば、伐採なら伐採の仕事は一年間継続するものではない場合であっても毎年あるのだ。毎年継続して林野庁はその仕事をやらなければいけません。運搬の仕事もしかり。私は例として二つをとりましたが、ほかの仕事もみんな同様だと思ふのです。そうすればそういう職種が恒常的ではないというのはいくらもこのこじつけなんです。期間はかりに切れるとしても、またその次の年には冬場に入ったら伐採の仕事をやらなければならぬ。その職員も使わなければならぬ。そうすれば継続して恒常的な職種として使うのに一体何の不自由がある。転換だけを行なえばいいじゃないですか。それを非常にやりやすい状態に定員法の改正と同時に切りかえられて、そういうことがやりやすい措置になっているのに、あなたのほうでは第十九条の一項だけにしがみついて、そしてみすみすみあなたの部下が、あなたの使役しようとする、気持ちよく働こうとするのに、いやな思い、さびしい思い、いじめられた思いで働かされたら能率が上がるはずがない。正規の扱いをしてやりやすい方法がある。その方法のとおりに正規の扱いをして気持ちよく能率を高めて働かせることのできる方法はちゃんと法文にあるのだ。それを国会で問詰められたからといって、何もしやちほこばったからといって、できる解釈が幾らもあるのに、その解釈を拒否して、職種の転換は絶対にできない。職種の転換ができないというところはどこに国家公務員法の規定があるか。しよっちゅうでくるじゃないですか。ただ普通の場合、配置転換はいやだということ言う人がいるけれども、しかし、配置転換だつてこの方法をもってすれば幾らでもある。法律上も何も制限がない、どうしてできる方法を講じないか、できないことばかりしやちほこばったか。こうで答弁しなければならぬか、常識を疑われる。答弁してください。

○政府委員(田中重五郎) この十九条の恒常的に置く必要がある職の解釈をめぐっての見解になると思ひます。それでその職を私のほうから申し上げておきますのは、伐木手なら伐木手、造林手なら造林手、そういうものを職というふうに考えているわけでございます。ですから、そこでその職としては恒常的に

に置かれるという意味での職ではないか、こういう理解でございします。

○千葉信君 だからしやちほこばった、片寄った解釈だと言ふのです。さっき質疑応答で職員部長は答えておる。非常勤の職員の場合にはやっておるじゃないか、あるいは職員を使役してその仕事が切れると、次の職種に転換して、非常勤の職員の場合にはやっておるでしよう。そういうやつておるのとがなせ定員内の職員の場合にはできないかという解釈をとらなければならぬ。第一項だけあなたにしがみついているから、こんな恒常的に置く云々という字句に拘泥しているけれども、たとえばこの二十一一条の場合の条文なんかはどうですか。「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、第十九条第一項の規定にかかわらず、第十九条第一項のあなたにいう恒常的な職種云々の規定にかかわらず、必要な場合には、政令でこれを定めることができる」となっている。あなたのしがみついている条文は、ここで変わった立場で規制されているじゃないですか。

○政府委員(田中重五郎) いま二十一一条のことを御審議になつておられるわけだと思ひますが、それで二十一一条につきましては、これは別段の定めといたしまして、農林省設置法の九十一條の二項で「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員のうち林野庁に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める」ということで、これは国有林野事業職員定員令という政令で規定しているものであります

に置かれるという意味での職ではないか、こういう理解でございします。

○千葉信君 だからしやちほこばった、片寄った解釈だと言ふのです。さっき質疑応答で職員部長は答えておる。非常勤の職員の場合にはやっておるじゃないか、あるいは職員を使役してその仕事が切れると、次の職種に転換して、非常勤の職員の場合にはやっておるでしよう。そういうやつておるのとがなせ定員内の職員の場合にはできないかという解釈をとらなければならぬ。第一項だけあなたにしがみついているから、こんな恒常的に置く云々という字句に拘泥しているけれども、たとえばこの二十一一条の場合の条文なんかはどうですか。「現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、第十九条第一項の規定にかかわらず、第十九条第一項のあなたにいう恒常的な職種云々の規定にかかわらず、必要な場合には、政令でこれを定めることができる」となっている。あなたのしがみついている条文は、ここで変わった立場で規制されているじゃないですか。

○政府委員(田中重五郎) いま二十一一条のことを御審議になつておられるわけだと思ひますが、それで二十一一条につきましては、これは別段の定めといたしまして、農林省設置法の九十一條の二項で「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員のうち林野庁に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める」ということで、これは国有林野事業職員定員令という政令で規定しているものであります

が、これの定員内職員につきましては、やはりその恒常的に置かれる職に勤務する常勤の職員が何名ということ規定しております。

○千葉信君 わかつております、そんなことは。だからその恒常的な職種のうちのものの解釈が、解釈のいかんによつては幾らでもそういう定員はふやすことができる。幾らでもいって、これは仕事の限界があるわけですから、そんなにむちゃくちゃにふえるわけはない。必要のある範囲でふやすことについては、なにもそこに農林省設置法にどういう条文があつても、第十九条の第一項と変わらない趣旨のことじゃないですか。いいですか、変わらない趣旨のものだし、おまけに第十九条の第一項だけではないで、第二項、第三項とある、どうしても必要ならば政令で一年間は置いていいと、それがだめならば、二年以上になる場合には、今度は法律改正の措置をとれと、こうまでなっているじゃないですか。あなたはその、自分たちが、非常勤の職員をいまのままで置きたいばかりに、置こう置こうとして答弁しておる。そんな態度自体がおかしい。少し極端な言い方をすれば、人の長たる資格を疑わざるを得ない。あなたは、どっかにあれしようとする腹があるんだらう。たとえば大蔵省であるとかあるいは行政管理局であるとか、そつちのほうとの交渉がスムーズにいかないか、もしくはやる腹がないために、こんな条文を、自分たちがのんびりかまえていられるような解釈のしかたをして、毎日糊塗しているのだらう。それで、林野庁の非常勤の職員として、いやな思いをして働いている職員に対し

て相済むと思うか、君は。そんな気持ちならば、これこそ、はつきり言うると、人の長たる資格がないことにならう。どうですか。あなたは、この十九条なり、農林省設置法の九十一條なりの解釈について、職員のためを思う解釈のしかたを研究してみる気持ちは起りませんか。あくまでもいまの答弁で、あなたはしがみついているんだという腹ですか。あなたの存念のほどを聞こうじゃないか。

○政府委員(田中重五君) この十九条の解釈につきましては、いま、申し上げたとおりでございます。

○千葉信君 行政管理局の長官、どうですか。いまの質疑応答を聞いておつても、全く事務屋の範囲を一步も出ない、こちの立場で答弁しておられるまですけれども、あなたは、行政管理局長官として、こういう問題については、どういうお考えを持っていますか。

○国務大臣(山村新治郎君) すでに先ほどお答え申し上げたとおり、十分私たちがいたしましては検討したいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 林野庁長官ね、十九条の解釈は、長官おっしゃったのです。これは現実問題として、前回、長官もおっしゃったように、やはりすっきり割り切ってお考えになっておるようには思ひません。解釈は別ですよ。それを林野庁の常用作業員に適用する場合に、若干の疑念を持っておるのじゃないかと思ひます。その点も前回、少しばかり問い詰めて論議をしたわけですが、先ほど部長は、答弁の中で、何か職が変わるような話なんです、しかしながら、変わらないものも相当お

るわけですよ。にもかかわらず、職種をあまりこまかく分担し過ぎている。職種を統合しなければならぬということも考えなきやならない。私は、例として幾らも申し上げましたが、それは農事試験場なり、あるいは種畜牧場なりというところにおいて作業をしておる人たちが、これはもう作業だけやっておるのじゃないです。場合によれば、牛を飼うこともあるし、ときによれば、飼料を耕作することもある。作付けもするし、それは農業だとして、これは畜産だというふうなふうに分け過ぎている。その人は、また机に向かつて帳簿もつけるし、事務もやっているのですよ。しかしながら、種畜牧場にやはり恒常的に置く職であるということになつておる。林野の場合、こま切にわけ過ぎているのですよ、分業でやりますから。分け過ぎている点に、従来のいきさつについては理由もあると思ひます。しかしながら、やはり職業を統合しなければならぬというところにはきています。また、職種ごとに非常に賃金も違ふという点にも問題があることは御承知のとおりなんです。これは雇用形態が、国有林野では非常におくれているということも、これは世間みな指摘しているところなんです。内閣総理大臣の諮問機関である調査会は、はつきりそれを指摘している。国の機関としてはこの雇用関係を近代化する、そういう職能も持つておるといふふうになっておるわけですよ。ですから、私は林野庁長官が、先ほどの千葉委員の御質問の中にありました、これはやはり検討される必要があると思ひます。例としてい

ばい引っぱり出していいですよ。また職務を兼ねる、千葉さんのおっしゃる通りに、職務を兼ねると、そういうこともできるのです。変わらなくても――変わらないものもいっぱいあるのです。しかもいまやこの林野庁の常用作業員というものは、これは常勤労働者の擬装にすぎないといふことはいまでも通念になつておるのですよ。林野庁だけでですよ。ですから私は林野庁長官、ぜひそういう点について検討をしてもらいたいといふふうに思ひます。それらの問題については、統いて当委員会においてもまた論議をしてよろしうございします。これは検討すべきですよ。長官ひとつ答弁を求めます。

○政府委員(田中重五君) この十九条の解釈についてはこちらの見解を申し上げておるわけでございますが、で、作業の形態、仕事の系列、そういう面からいまして、常用作業員に充てられている職種の十九条にいうところの「恒常的に置く必要がある職」というふうには考えていないということを申し上げておるわけでございますが、ただいま山村行政管理局長官の検討するといふ御発言につきましては、行政管理局の検討の内容については、これは私もいたしまして、十分にその御検討の内容については尊重をするといふ考え方は持つております。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑はございせんか。――別に御発言もなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記つけてください。

では午後二時再開することにいたします。これにて休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時五十八分開会

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を再開いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。

本日、古池信三君、宮澤喜一君、村山道雄君及び源田実君が委員を辞任され、その補欠として大谷藤之助君、館哲二君、山本杉君及び高橋衛君が選任されました。

○委員長(三木與吉郎君) では、臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続きこれより質疑を行ないます。

政府側より山村行政管理局長官、井原臨時行政調査会事務局次長、石川行政管理局長が出席されております。御質疑のあり方は、順次御発言を願ひます。山本君。

○山本伊三郎君 それじゃあひとつ長官に若干質問したいと思うのですが、相当あの答申も、ある程度各専門部会で煮詰まってきたというふうにも聞くのですが、第一部、第二部、第三部のおの部会で検討していただいているのですが、この前ちょっと聞いておくとおつたのですが、第一部、第二部、第三部の区分けは、行政管理局で一応この三つに分けたらいいということだ計画されたのですか、あるいは七人委員会の中で意見が出てやられたのですか、この点一つ。

○国務大臣(山村新治郎君) それは臨調の、調査会のほうでできたものと

思っております。

○山本伊三郎君 おのおの第一、第二、第三部と、大体いい分け方をしているのですが、おのおの、やはり調査会の現況報告を讀ましていただきますと、いろいろ意見が出ておるんです。が、第一部、第二部、第三部、おのおのその使命を持った役割があるんですが、第一部、第二部、第三部、おのおの各調査会で最も問題になった点、それから憲法調査会においても議論があったように、國民にアピールするということの意味においてもやはりあると思うのです。これも羅列主義じゃなくて、ここにやはり大きな問題があったということがあると思うのですが、その焦点を、立ち会われた方がおられたら……。

○政府委員(井原敏之君) 専門部会を三つつくりまして、それぞれの部会の段階で専門的に検討したわけです。

第一部会は、「現況」の中で御報告しておりますが、行政の総合調整の問題を中心に検討したわけでございまして。この中身は、内閣総理府の問題、それから予算編成機構、予算編成のあり方、こういう問題を第一専門部会で検討いたしました。

それから第二専門部会では、行政事務の再配分というものを検討いたしました。

第三部会では、四つ分科会をつくりまして、第一分科会では、許認可事務の整理合理化、第二分科会では、行政手続の合理化、それから第三分科会では、お役所仕事の能率が悪いということが言われますが、事務運営一般の近代化、それから第四分科会が公務員に関する問題、こういうふうに分けたわけ

でございます。

そこで、いまの山本委員のお尋ねでございますが、どういふ問題が中心になったかというお尋ねのように伺ったのでございますが、第一専門部会では、行政の総合調整というところでございまして、中心になりました問題は、現在、行政事務が総理府をははじめ、十二の省に分かれて分担管理されて、内閣のもとで行政運営をやっておるわけでございますが、いま非常に問題になっております点は、各省庁のセクショナリズムというところであります。このセクショナリズムに対しては、内閣がもっとリーダーシップといふか、もっと統制力を発揮して、行政の統一性の保持ということ、各省でんでんばらばらにならぬようにという配慮が要るわけでございます。そこで、そのためにはどうしたらいいかというところが、第一専門部会の第一の中心問題であります。それには結局、内閣の補助部局の機能といふか、内閣の政策決定の機能と、各省に分かれておる行政運営の総合調整をして行政の統一性を維持していく、そして内閣の責任を立てていくことが中心でなくちゃならぬ、それに、内閣の総合調整機能を強化しますのには、やはり予算編成のあり方というものが非常に大きな問題でございます。予算編成のやり方、予算編成機構のあり方、こういう問題が第一部会の中心問題になったわけでございます。で、もう少し砕いていいますと、内閣の補助部局といたしまして内閣官房、総理府、総理府のそれぞれの外局、それから別の省でございますけれども大蔵省の主計局、こういうふうに、内閣のそういう

重要な調整機能というものが各省にあるわけでありまして。こういうもののあり方を中心と考えよう、中心問題はこういうことであつたように思っております。

それから第二専門部会では、行政事務の合理的配分でございますが、この部会の問題意識は、一口に申しますと、現在の行政が中央集権になり過ぎているという考え方、なるべく行政事務を下におろしたほうがいい、これは垂直的な段階での地方分権の問題と共管競争という問題で非常に迷惑をかける面が多いのでありますので、行政各省庁の横の再配分で合理化できるものがあれば、縦と横に分けて行政事務の再配分をやらなければいけないわけでございます。考え方としては、中央本省といふものに権限が過大に集中しているのじゃないか、こういう時代でございますので、地方出先機関あるいは府県、問題によりましては市町村、そういう段階で相当な切つてよろしい問題があるように思ふのです。そういうことで、そういう観点から、権限なり事務の再配分を検討いたしましたのが、第二専門部会でありまして。

第三専門部会の問題は、御承知のように、第一分科会では、許認可等と申しておりますが、届け出、検査、検定、報告、こういう、いわゆる行政で規制を加えておるものを、大体法令を洗いまして、八千近くあったと思ひます。が、この中で大きく問題になりますものを中心にしまして、整理統廃合、権限の下部委譲、あるいは許認可でなくとも、届け出でいいのじゃないかろうかというような行政規制の緩和、こうい

うものを中心に問題を検討いたしました。

第二分科会では、行政手続の合理化であります。これは國民の権利義務に關係のある処分を各省がいたしますときに、諮問でありますとか意見を聞いて關係者の権利を守るという制度があるわけであります。これが非常に実体法ごとに、また運営する各省ごとに非常に区々になっておる。これは行政の能率化というよりも、國民の権利義務を守るという観点で、こういう行政手続というものの合理化がやはり行政の民主化のために必要だということ

で検討したわけであります。

第三分科会では、行政事務運営一般の問題であります。いわゆる悪名の高いつい行政、時間がかかるというふうな問題、あるいは行政の中には、自然に内部から改善を促進するという契機が非常に少ない。そういうふうな行政のあり方とかいふものにもうちよつと、どういふふうにしたら生き生きとした行政運営ができるだろうかということを中心にして、いわゆるお役所仕事という悪名を返上するといふ目的で、役所の仕事のやり方、なかなか、最近特に重点を置いておりますのは、行政窓口の一元化的な運用をもっとやるべきじゃないかというふうなことが中心になっております。

第四分科会では、公務員に関する問題であります。権限や機構をいろいろいじりましても、やはり運営に当たります公務員の心がまえなり執務態度、その他行政改革上、人間の面から検討しなければならぬものがかんがひにございます。そういう点を人事管理の適正なり、公務能率の増進という観点

で問題をとらえたわけでございます。

大体、部会の大きな問題点と申しますとそういうことでございまして、それ以外に若干の張り出しの特殊項目を検討いたしました。

○山本伊三郎君 大体要点がはっきりしてきまして、いま内閣の統制力といふことが相当論議されております。議事録全部は見ておりませんが、この報告は大体そのとおりだと思っております。七人委員の全部の方の意見は聞いていないのですが、特定の人の意見が聞くと、なかなか問題のあるやつがあるようであります。そこで、この内閣の統制力ということですが、各省の総合調整機能の強化という問題ですが、いま言われましたけれども、一部ではこういう意見もあるようですが、ね、現在のごとき、総理大臣の権限は、もう昔と違つて、内閣に対して絶対的な権限を持っております。各大臣の任免権を持っております状態ですから。むしろ逆に、この大臣の権限をもう少し、いわゆる集団指導といふすか、というふうな考え方ですね。いまのところはもう総理大臣の任免でもって一年たつたら首になつてしまふという、こういう形では各省の長官としての國務大臣、いまの制度は、それが非常に逆に各省の仕事が中断されるという、大臣がすぐかわるということから逆に能率が、一般事務能率というわけではなしに、私の言うのは大きい政治につながる行政能率というものが非常に落ちておるのではないかと、こういう意見があるのですが、これは長官の御意見を聞くというわけじゃないのです。そういう問題が論議にならなかったのです。

○政府委員(井原敏之君) たいへん口はばった議論であります。臨時行政調査会の中では、行政改革をいろいろ検討してまいりますと、公務員の問題と、もう一つには政治の姿勢というものが根本にあるんじゃないかという議論が出ております。そこで、政治の姿勢といいますが、それはさういふことは行政機構の政治の改善に直ちにはつながらないわけではございません。臨時の改革ということではないかもいれませんが、そこでいままおっしゃった趣旨では、結局合議体としての内閣を強くするということが、これにはすべて問題が政治にからんでまいります。たとえば部会段階では大臣の数が多いいい、あるいは任期が短か過ぎるという議論もございします。そういう意味で、いま山本委員の御指摘のような議論は確かに専門部会の中にもあったわけでございます。

○山本伊三郎君 もちろん、これは臨時行政調査会の調査範囲であるか、権限というところはどうか知りませんが、いまおっしゃったように、現在は国務大臣と各省長官は一応兼ねておられます。まあそうでない方もありましようけれども、そういうことによつて国務大臣というものの権限をもう少し与えてもいいと、しかし、各省長官とは必ずしも一致しなくてもいいと、こういう意見があったかどうかということをお聞きしたかったですけれども、その点ひとつ……。

○政府委員(井原敏之君) 国務大臣と行政長官は切り離してもいいんじゃないかという議論はありました。それから、幾つかの行政府を一人の大臣が見てもいいんじゃないかという議論もございします。それから国務大臣が各省長官を兼ねますと、結局各省の代弁という場面もかなり出てまいりますので、無任所大臣をもう少しふやしたほうがいいんじゃないか、そういう是非の議論が部会で出ました。

○山本伊三郎君 私には長官にちょっとお尋ねするのですが、さういふ意見が出て、さういふことはなかなか実際のところは相当の政治力がなければやれないということになると思うのですが、どうですかね、現在の議院内閣制の今日にあって、私は国務大臣の数はふやすかどうかは別として、ある程度制限をして、それに相当する総理大臣の任免権だけではないか、これは憲法にも関係しますけれども、できれば国家行政組織法でできる範囲においてさういふ力を与えるということ、各省長官は国務大臣と切り離してやるというふうになれば、内閣がかわつても、また、いまのように各省大臣を、国務大臣をしょっちゅうかえられるのですけれども、行政機構としての継続的な能力というものは私はそのほうが進むのではないかとと思うのですが、これは相当行政改革の根本に触れた問題であります。これはまあ一度予算委員会でも長官なりまた総理に聞こうと思つておつたのですが、ここで言つてしまつたら種がばれてしまふかもしれないが、その点についてどう考えられますか。

○国務大臣(山村新治郎君) 行政の根本の問題でありますので、これは実は行政管理局長官としてお答えするのはどうかと思うのでありますが、いづれにいたしましても、答申の中身におきまして、結果におきましてどういふ答

申が出てまいりますか知りませんが、ただいま山本委員がおっしゃつたような議論は一応あると思ひます。同時にまた、私といたしましては、この際に答申の内容に対して何か政府から注文をつけるような感じのことばは差し控えておきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 その立場はよくわかります。国会で、ここで質問しておるのは、もちろん臨時行政調査会を規制するといふような意味の発言ではなくして、やはり今後これが答申に出ればこのとおりやるといふんじゃないですか、この前も長官が答弁されたように、これをひとつ尊重して、さうして政府のほうで、行革本部でこれを具体化する、さういふことですから、したがつて、われわれとしては、臨時行政調査会の答申というよりも、むしろ行革本部の構成といふよりも、今後のやり方というものが私は重点になってくるという意味では質問しておるんですよ。大体私もいろいろ聞いておるんですよ。大体これが一年、半年延びても一応大體の構想がきまつておる。さういふことで、むしろいま私が聞いておきたいのは、この答申が出て行革本部——ほとんど政府の首脳がこれに参画する行革本部の考え方というものが重点になってくると、私はさういふ考え方は理解できる、さういふ意味でしておるのでありますが、何も臨時行政調査会の答申を規制するといふのではなくして、さういふものでないという前提を議事録に残して、ひとつあなたの御意見を聞きたいと思ひます。そこで、大体内閣の問題については一応これでおきましよう。

り方ですがね。これはしょっちゅう前から言われておるんですよ。これは私は現在の大蔵省はすべての権力を持つておるといふことは若干問題があると思ひますがね。その際にやはり予算編成権を総理直轄の総理府か、またそれ以外の機構にしようという考えですか、どういふことですか。

○政府委員(井原敏之君) たいへん重要な問題で、いま審議会が非常に慎重な審議をしておるわけですが、実はこの問題は総合調整の問題といつたしまして、会長の佐藤喜一郎委員がみづから主査として分担いたしておられます。報告では、大蔵省の主計局を内閣ないしは総理府に持つてくるというふうな議論まで出ておるんですよ。予算関係の会議をつくつて、実際に予算編成についてのリーダーシップが内閣としてとれるようになつておるかと考へられぬかという程度にとどまつておられます。七人委員の方もいまの作業段階で、佐藤会長自身はもう少し突っ込んだ考へ方で、その主計局といふんです。予算編成機構のあり方は是非なり現状の得失なりを検討してある最中でございます。

○山本伊三郎君 ここにも案が——大體現状維持案とか、あるいは予算関係の会議とかいふものの意見が若干載つておるんですよ。もっと積極的な意見が出されたとも聞いておるんですが、それは一応別として、現状では私はまだ与党の味を知つておるからいふからいふかもしれませんが、相当予算編成の場合は、大蔵官僚の事務レベルで相当規制されるらしいです。やっぱりこれをたださなければ、この議院内閣制という

民主主義の政治機構に合わないんじゃないか。予算の大綱といふものは閣議でまずきめられておる。これは与党の三役が入られてきめられておるのはいのですが、私は政策が予算にあらわれる面が相当制約されておるのじゃないかと思ひます。これは名前を言いませんが、与党の方々の意見を聞いてもさういふ不満な意見があまりありません。さういふことから、私はもう少しこの点ははっきり出してもらつたらどうかと思ひます。これは内閣に予算担当部局を置くといふのですが、具体的に言へば、いまの大蔵省の主計局だけを別部局にするということじゃないかと思ひます。これは閣議に直結した直属の機関である、だから比較的正であると言われますが、これでもまたその部局自体が大蔵省の主計局みたくに化するのじゃないかといふことになる。だからもう少し、予算関係の會議を設けるといふと、さういふことが、現在政務次官なんかがおられますが、議員を——これはもちろん与党議員です、ね、政党政治ですから与党議員になります。与党議員がもう少し予算編成の中に実力的なものを持つもの、構想といふものが必要でなかつたら、さういふものがあれば、民主的な国民の意見といふものが予算によりよく反映する。現在の予算編成は、私ははつきり言つて、事務的なものに片寄つておるのじゃないかと思ひます。この点についてはさういふ意見は出なかつたのですか。

○政府委員(井原敏之君) 大蔵省の主計局を内閣ないし総理府にだけ持つてきたのでは十分ではない、やはり官僚

政治といいますが、官僚予算になるのではないかという御懸念のようには承ったわけでございますが、いま検討されておる問題は、予算編成機構を内閣ないし総理府に持つてくることの是非得失、これを確かに検討いたしております。それ以外に、いま仰せになりました与党議員がもと予算編成に関与したかどうかという御趣旨のようでございますが、この問題も検討されております。で、考え方としては、むしろまだ紆余曲折があらましますので結論がどうなるかわかりませんが、内閣の補佐官というふうなもの、特別職の国会議員の方が、与党の議員が入れられて重要政策に参画されて、それが総理大臣を補佐するというふうな考え方はあり得ないのかという話題が確かに委員の中に出ております。

○山本伊三郎君 私は当然そういうものは話が出ておると思ひますし、また、行革本部ができてやはり検討すべき問題ではなからうかと思うのです。また、現在のようなままであれば、私は少し官僚の人々が悪いとか、そういう意味では決してない、機構そのものがそうなっていますから、大蔵省の主計局の主計官なりそういう方々は自分らの責任分野というものが限られております。だから、自分の責任を果たすということから、やはりそのときの内閣、政府を構成しているものの政策というものを入れようとしても入りにくいような形になっている。議員というものは、何も議員がえらいというわけではない。議員は国民から選ばれたものですから、やはり政策ということにはまじめであると思う。したがって、補佐官がいいかどうかは別と

して、現在議員が参画するということには問題があります。この間の予算委員会でもやりました。この間の予算案は内閣にあるのです。これは与党といえども、その予算編成には意見を聞いていろいろやるけれども、予算編成の権限というものは内閣にあることは当然です。したがって、議員は内閣のままで単独に入るということはできません。政党であるから、政務調査会とか、あるいはその他の意見を入れておるけれども、予算編成権は厳然として内閣にある。しかし、それを一歩進めて、いわゆる補佐官であるかどうかは知りませんが、こういう人が主となつて予算の編成をする機構というものがやはり必要ではなからうか。将来を展望しても、こういう点について、これは長官、臨時行政調査会の答申を牽制する意味ではなくて、政府のいまの閣僚の一人としてどうお考えであるかという点について……。

○国務大臣(山村新治郎君) 予算編成という重要な問題でございますので、これにつきましても、率直に言いますならば、行革本部等ともまだ意見の交換はいたしておりません。したがって、これが政府の閣僚の一人としての発言ということをお願いするわけには参りませんけれども、私は議員の立場から閣僚の一人に入りました。先般の予算編成の体験をいたしました結果、多分にたゞいま山本委員のおっしゃったような必要を感じたしております。したがって、おそろくやこの答申の結果におきまして、そういうような御主張というものは相当に盛り込んでくるのではないかと、これを期待もし、また同時に、その結果を

待っておる次第でございます。

○山本伊三郎君 もう一点だけこの点についてお聞きしておきたいのですが、今度は臨時行政調査会の問題ですが、そういう点、これは政府からそういう諮問をしてもいい、行政調査会に。それはそうだと思うのですが、そういうものについて積極的な意見を求める、もちろん意見は出ておるけれども、それを出されるという意思があるか、また出しておるか。その点重要ですから、いま申しました予算編成について……。

○国務大臣(山村新治郎君) 具体的に一つの事項を注文をつけて諮問しておることはございません。

○山本伊三郎君 どうですかね。私は各種委員会とか、そういう調査会とかの設置については過去五年間経験しておるのです。私自身も地方財政調査会の委員に任命されておるのですが、やはり実現性ありというふうにしように思へば、ある程度政府もそこに意見を出して、そうしてできれば、この答申そのものが実現するような方向に進むのがいい。またはもう七人委員会の方々に全部まかして意見を聞くのである、答申を聞くということになれば、この間私質問したように、実現性が私には非常に薄いと思う。太田試案が発表されると、相当各省の幹部級に對してセンセーションを起こしたように新聞で見ましたが、これは新聞ですからどの程度が知りませんが、したがって、私は、政府が積極的にこうせよというのではないが、こういう問題についてはどう考えるかというところで、地方制度調査会でも、自治省の人々とか、各省の人々を呼んで意見を聞く、それ

と同じようにそういう方法をとられておるか、またとる気があるのか、また調査会としてはとれないのか、この点をひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(山村新治郎君) 先般太田委員の試案が出ましたときに、閣議におきましてこの問題につきましているところと意見があったのは事実でございます。これを契機といたしまして、ぜひとも実現性のある答申を期待するといふたてまえから、各省におきましては密接な連絡をとつておる次第でございます。ただ全体の問題といたしましては、はたして内閣としてこの特定の事項を諮問したほうがよろしいかどうかということにつきましてはまだ考えておりません。

○政府委員(井原敏之君) いま長官がお話のように、諮問が出ておりませんが、ただ七人委員会としましては政府の意見をどういふふうな反映していかという、これは調査の段階で十分に各省の責任者から聞いております。それから一つの運営の体制といたしまして、行政管理庁の事務次官が臨時行政調査会の事務局長を法律上兼ねております。で、そこで政府内部のいろいろな意見は事実上局長をパイプとして入つてくるものになっております。したがって、この点、この点ということでの諮問こそございませんけれども、実現というところはむしろ重点でございます。その辺は調査の段階におきましても、運営の段階におきましても、相当円滑にやっておりますと考えております。それから実現の問題でございますが、すぐ立法化して実現できるものと、理想ではあるけれども、それを實現するまでに数年の年月を要するとい

うような問題というものと二通りあるというのが委員会の考え方でございます。したがって、当面の問題ということだけではなしに、かなり難題につきましまして長期を要してもこの際言うべきは言う、言うべきであるという考え方、したがって、改革意見の中にもそういうふうなおおむね二通りのものが入つてくるのではないかと、いふふうに私は見えております。

○山本伊三郎君 この問題はこれで置きますが、もう一つ根本的な行政機構の問題として、これは行政管理庁の方を前に置いてどうも言いにくいのですが、知りませんが、私は行政管理庁のいわゆる存在というものは非常に価値があると考えておるのです。行政機構としては、しかし、実際の行政管理庁としては、こう言つては失礼であります。が、各省を制約される力、権限を持たされておらない。ただ監査するということで、勧告ですか、そういう調査の実情を報告するということで、各省によつては直しておると言われまされども、またあとからそうでない、行政管理庁の満足するような方法でやらないところがたくさんあると思ひます。また、その機構自体もいまの人員からいきましても、私はそういう組織が十分強化されておらない。したがって、その点がこの臨時行政調査会で、行政管理庁という名前でするかどうかわかりませんが、その権限をもつと強くせよという意見があるの七人委員、いわゆる民間から選ばれた七人委員の中でどういふ評価をされておるか、これをちょっと聞いておきたい。

○政府委員(井原敏之君) 行政管理庁のあり方につきましては、先ほど申し

上げました会長みずからが主査となりまして、内閣総理府の整序なり強化の問題として検討しておる最中でございます。むろんまだ結論が出ておりませんが、考え方としては行政官制の機能は強化しなければならぬというのが七人委員会の考え方でございます。

○山本伊三郎君 それじゃ第一の部会はそのままでして、第二部会のこととてちょっと尋ねておきたいのですが、この中央集権化を避ける、それから地方分権と申しますか、地方自治体に対して権限を与える、これは地方制度調査会でもたびたび答申をしておるんです、事務の再配分ということと。ところが、実際はそうはいかないのです。ちよつと一見してそう言いやすいことであるけれどもなかなか実行のできない問題ですね。それは私いまの事務配分ということだけでなくして、財政力をもどかすかということが根本問題だと思ひます。今日の地方財政あるいは国の財政の立て方から見ると、たとえそれが地方に対して事務の配分をやつても、これはことばをかえると、権限を与えるといひますか、やつても実際はやはり国の統制下に服した仕事しかできない、こういうことになるので、この点地方分権といひますか、そういう事務的な再配分ということではなくして、財政的にどういふ考え方を七人委員会なりこの部会がとつておるのか、これをちよつとお伺ひいたしたい。

○政府委員(井原敏之君) 事務委譲につきまして、財政面の裏打ちのない権限委譲をやりましても、仰せのごとくでございます、その考え方はございます。したがつて、事務委譲をやりましたらできるうちに、受けたほうの行政能力というものを裏打ちをしてやらなければ、権限だけもらつてもむしろ迷惑という問題もあるわけでありまして、並行して権限がおりますれば、地方交付税の問題、補助金制度の問題を含めましてあるいは自主財源としての地方税のあり方、そういうこととでも含めまして考えましても、おっしゃるとおり一片の意見ということになるわけでありまして、そういう考え方を含めて検討がなされておるわけでありまして、ただ、関連いたしますけれども、いま中央各省の大体の考え方というのは、地方分権といひましても、いまの府県の現状にどやどやと権限委譲をやつてもなかなかできないじゃないかという心配が非常に強いという現状でございます。したがつて、その辺はこれらの問題でございまして、なかなか悪いことばで言うとも、府県に対しては不信といふことばを使うと各省はおこりますけれども、一口にいいますと、現在の府県に対して中央本省はおおむね不信感を持っておりまして、まかせざるばかりでうまくなるとは思わぬという疑念があるようでございます。この辺がこれからなかなかむずかしい問題でございまして。

○山本伊三郎君 いま言つておる不信ということは、これは避けたいと思ひますが、その能力がまだそこまではないていないという意見は、これは七人委員会の中の意見ではなくして……七人委員会の中の意見ですか。

○政府委員(井原敏之君) 各省の事務当局といふいろいろ調査の段階で聴取した意見を総合して申し上げたわけでございます。

○山本伊三郎君 そこまでくると、これを論議すると私もまた一言なかるべからずですから、行政官制には私からは言いたくないと思ふのです。地方制度調査会でもまた自治省地方行政部会でも、当委員会でも論議はされたいと思ひますが、地方自治体はその事務の消化能力がないといふものの、事務の消化能力がないといふもの、それは当然ではない。いま申したように、財源が与えてないから仕事ができないのであつて、たとえば大学を出て府県に入つておる人と国におる人と比較してそんなに人間的に能力の差といふものはない。やはり役所の仕事といふものが、行政といふものは、権限といふものが仕事の八割もでありまして、したがつて、その権限が与えられずして地方団体にはそういう事務消化能力がないんだという断定は私には間違ひだと思ひますが、もし七人委員会がそういう意見が出ましたら、言えるならばこういうことを言つておつたということとて言つておつてつてつてです。私はそれには賛成できない。ただやはり国の仕事と地方の仕事といふもの、事務とはこれはさい然としてあります。全国的に統一的な、広域的な行政といふものはやはり国がやらなければ、地方にまかすというところは、仕事自体が国の仕事です。ただただ地方にまかしては了承ができないじゃないかといふことは、これだけは私に思ひます。ただ事務再配分の場合に、国の仕事、地方の仕事と分けて分けるかといふこととて、能力があるかどうかといふことになるとちよつと問題があるから、この点私は善意に聞いておきますから。

そこで一応第二の問題はそうしてお

きますが、実際問題で言うべくして、地方団体に権限を委譲するとしても、これは具体的にだしてもらわぬといかないといふことを言つておいてほしいと思ふ。その抽象的なものではこれは実らない。昭和二十五年ですが、神戸報告が出されて、相当細分した報告が政府に出されておる。国と地方自治体の事務の範囲といふものをだされておるのですが、ところがなかなか実現しない。そこで私はやはり官僚組織の強さといふものを言つておるのです。なかなか実現しない。したがつて、もし出されるならばきつめて具体的にこの事務の再配分を出されなくて、抽象的ではこれは念仏にひとしいといふことだけは、ちよつとついつい言ひ方かもしれないけれども。

それから次に第三のやつですが、時間もないので、ちよつとあとが急ぎますので、聞きたいことがあるのです。第一、第三の行政官制、お役所仕事を排するといふことは、これは常に言つておることとて、これは皆さん方もこれは反対する者はないと思ふ。実際問題で、国が取り上げる問題として取りかかってもなかなかできない。たとえれば地方団体で市長がかわると、市長が公約して、皆さん方が来た一つの窓口で全部のことをそこでやるんだと、しかも一時間も二時間も待たさずにやるのだと公約されて市長が出てきておるのです。選挙なんかのときにそう言つて、それはあの人がやつてくれるものだと思ふが、今日言う人になくなつてきたらどういふ行政事務といふものは複雑ですね。したがつて、これを根本的にどう検討さ

れておるか知りませんが、報告書を読んでもや私は抽象的な文句が多いと思ふのです。また答申じやありませんけれども、したがつて、ほんとうのお役所仕事を排するといふことになれば、根本的にやはりいまの官僚……いづも官僚といふことばを使ひますが、役所の人々の頭の切りかえといふこと、率直に言ひますと、課長がおりますならば、課長は自分はこの仕事だつて、部下のやつた係長の持つてきたやつを見てやるんだという考え方、部長になれば課長より上だから全部集めてきてわしが見なければならぬと、また局長になれば局長が各部のを集めてきてわしが見なければならぬと、それを抜かしてやると責任の分野というものが問題になつて、これまた相当大きな問題になるのです。したがつて、やるならば、行政組織、事務権限の問題その他をあわせて根本的にやらなければならぬでしよう。これは私はアメリカをはめるわけじゃないのです。が、駐留軍が来たときに、私はそのときお役所の仕事を行つてよく見ました。が、向こうはその点はわりあいに徹底してあります。上に立つ課長とか、責任者が窓口におるのですから。それで受け付けたやつを、これやれ、これといふたつたおしませいます。日本とちよつと逆ですね。窓口といふものがこまごまやれるかどうか問題ですよ。実際問題これがやらねなくちゃお役所仕事を排するんだといつても、これはもうから念仏です。そこで役所におる人の頭が切りかえられるかといふことの問題。とにかくこういふことばを使うと非常に公務員におこられるかもしれないけれども、私も公務員

る。はなはだしきときは、夏と冬といすが違うのです。夏は藤いすの大きいやつを課長以上にこれを渡す、冬は安楽いすである、こういう一つのいわゆるシステムというものが、いま言われたような役人的な、あるいはまた公僕的な形になり得ない一つの状態をつくっておくのではないか。したがって、まあこれは従来役所としておるから役所を通じておりますけれども、こういうことが、やはり平素そういう立場で官僚とか、あるいは官僚主義とか、そういうように国民にはあまりいい感じを与えていない。そういう意味におきまして、今後そういう問題をどういうように啓蒙し、教育していくかということ、長官に關連してお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(山村新治郎君) 公務員があくまでも国民の公僕に徹底しなければならぬことは申すまでもございませぬ。したがって、要は能率のある行政ができる、ほんとうに親切な行政が展開されるように各公務員は心がけなければならぬと思ひますし、また、その職務態度、職務のいろいろな機構等につきましても、そういうように改善してまいらなければならぬと存じます。あるいは私も、先ほどつい役所ということばを使つたかも知れませんが、これは一つの情性でございまして、確かに昔の官尊民卑の意味での役所ということばは廃止すべきだと思ひます。ただ、私の個人的な見解でございますが、いま私が使つたといひましたも、これは大役を処理しなければならぬという意味の役所であるというように御了解いただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、非常に重要な問題でございますので、また同時に、先ほど来の山本委員の御発言、ほんとうに建設的な、ありがたい御発言でございます。私にいたしましてはこの御意見をちょうだいいたしまして、十分行政改善に努力してまいらるつもりでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ最後に、定数の問題をちょっと聞いておきたい。これは直接に臨調に關係ないかも知れませんが、おそらく臨調でも問題になつてゐると思ひますから……。この定数は、この前の法律改正で一括定数を規制するのじやなくて、各省にこれはまかされてきたのですが、法律案としては、毎年々々この各省設置法が内閣委員会に何十となく出てくるのですが、これはどうなんですか。もちろん定数のふえることは、事務量がふえるのですから、これは私理解できてると思ひますが、行政管理局で、ふやすという理由といひますか、根拠といひますか、それを克明に、何でもか、調査をされておりますか、法律案を出されるときに。

○政府委員(石川準吉君) 私からお答えいたします。

毎年各省の提示いたされます増員要求は、克明に担当別で検討いたしまして、これを査定いたしておるのでございまして、最近における傾向は、主として現業關係の需要が非常に多いのでございまして。特に郵政省でございまして、その次は教職員でございまして。防衛庁以下、それぞれ需要が増大いたしますが、たとえば貨幣の改鋳、新紙幣の発行とか、印刷局や、造幣局等に現実にはその需要が出てまいります。

切りがたい慣行がございまして。大体平均、この数年間一万前後だと思ひます。

○山本伊三郎君 この現業部局のふえるというところは、これはまあ一見してその理由がわかると思ひます。しかし、そうでないところも相当ふえてきておると思ひます。各省これは五人、十人でありましても、ふえてきておると思ひます。もうすでに本国会に出されておる各省の設置法を見ましても、人員がふえてゐるというのは軒並みふえてゐると思ひます。これは現業庁でないと思ひ、例を示して言いませんけれども。だからそういうときにははつきりとデータをとりてやっておられると思ひます。それどもね。でないと、結局、一般新聞の論調を見ても、公務員はもう年々ふえるだけだ——現業庁のことを一緒に言われておると思ひますが、私はそうでないと思ひます。したがって、そういう点について、行政管理局としては、やはりこの前のような、一括して、定数をきめるといふことであれば私は克明にやられておるが、各省にまかしてからは、やはり言うてきたものは一応私は受け取つておられるのじやないかと思ひます。ただ、ある省では、行政管理局のほうからの意見で、部をつくることをやめさせられたといふことを聞いております。まあそれはありますけれども、大部分は私はやはり各省から言つてきたものを、これを聞いておられるとて、きいたものはあまり聞かないのです。うね。そういう例ありますか、この国会に提案された……。一、二でけつこうです。

○政府委員(石川準吉君) 機構及び定員につきましては、大体リンク制と申しますか、ふやすものに対しては振りかえの体制を自主的に各省で考えておりまして、増大を防いでおるのでございまして、本年度におきましては、部につきましては、要求二十に對して、査定をいたしました新設はわずかに四でございまして。その他、他の局につきましては、本年は特例でございまして、要求十に對しまして、新設は六というふうな数字になつております。

○山本伊三郎君 その部局のやめさせられた例を知つておるのですが、チェックされたことを知つておるのですが、人員について、要求してきたやつがチェックされたという省はありますか。

○政府委員(石川準吉君) 人員につきましては、要求量を相当査定いたしておりますが、先ほどの中央の現業以外の数字につきましてはきつめて意外に少ないものでございまして、百名から二百名の間でございまして、これはまだ計数整理が完全に終わらぬので、確定数ははつきり申し上げかねるのでございまして、大部分は現業でございまして。人員につきましても、それぞれの省庁別に厳密な査定をいたしまして、予算査定との關連を持つ面がございまして、現実には検討の上決定いたしておるのでございまして。

○山本伊三郎君 いや、ぼくの言つてゐるのは、五人、十人とふやしてきてゐるのですが、最初二十人要求してきつたやつを、たとえば十五人にしたとか、そういうところはありますか。

○政府委員(石川準吉君) ございませぬ。

す。四万五千の要求に對して査定の結果、事務當局といたしましては、一万四千二百五十五名。

○山本伊三郎君 それは現業を含めてわかるのですが、一般事務部局でたとえば大藏省あるいは自治省、経済企画庁から言つてきてゐるやつを、それを減らしたところはありませんか。

○政府委員(石川準吉君) 人数そのものよりは、たとえば参事官の一名増であるとか、審議官の一名増あるいはほかの職種を要求いたしました場合にまづ機構的にそういう官を認めるかどうかということによりまして、この定員はきまつてゐる要素もございまして。現業以外はおおむねその機構と關連させて査定をいたすことになつております。追加いたしまして申し上げますと、新しいものは原則として極力認めないという方針になつております。

○山本伊三郎君 私も、一部聞いただけですから、データがないからこれ以上言ひませんが、大体この要求をしてきた場合に、部局の設置とかあるいはいま言われた役職、特別な役職をつくるという場合には、相当これは行政管理局でチェックすると聞いてゐるので、一般の人数の場合は、予算査定が通れば、もう、そのまゝ行管が認めてゐるのだというふうなうわさを聞くのですが、そうでなくて、やはり十人ふえる場合には、どういふ事務量がどれだけふえて、ふやすのだといふところまで、資料をとつてやつておられるのですか。

○政府委員(石川準吉君) 予算査定のほうは主としてもとより全部の要素を検討はするのでございまして、財政的な観点より査定が加わりますので、自

然、金額的な歳出のほうに回るほうの予想を重点で見ると思いますが。私どもも、国家行政組織法に根拠して見る場合には、まず、全体の行政機関の体系の中において、新設を認むべきもの、あるいは廃止すべきもの、変更すべきものという観点で、多少角度が違いますが。したがって、いまのような機構の改廃によって、増減した人員につきましても、まず、その点が機構がきまると、おのずから定員に響くという場合があるのではないかと、トータルといたしまして観察いたしますと、大体、主計局側の考え方と、われわれのほうと八、九割は合致している。あとは、多少数字の細部において食い違う場合が多い。しかし、大きいところでは大体合致しているという現状でございます。

○山本伊三郎君 今度の臨調の答申によって、行政改革が必然的にやられなくちゃならぬと思うのですが、その場合に公務員の何と云いますか、廃庁あるいはまた、廃局廃課、公務員が要らないという場合に、配置転換というものが必ず起こってくると思うのですが、その点がいろいろと公務員の方々に刺激していると思うのです。太田試案によるとそれは決してやめさせるのではない、適当なところに配置転換というこの趣旨があると思いがすが、これもなかなかむづかしい問題があると思いがすが。もちろん、配置転換といえは職場を与えるというのだけれども、やはりその人の住所の関係とか、また、その人のいままでの経験その他から考え、簡単に配置転換していくというわけにいかないという面も、私は必然的に出てくると思いがすが。これが

一応、問題の大きい一つの点だと思うのです。あの試案が出されたときの。そこで、この点はそういうことによつて根本的な行政改革が後退するということがあつても、これは何もありません。これは、私は一応、今度のキーポイントになり、最後の場合に政治的な問題になると思いがすが。この点については、まだ答申が具体的に出ていないのですからここで言うわけにいかないのですが、相当行政改革をやる前提としてそれをまず検討しておく必要があると思いがすが。それでなければやはりそこで終わってしまう、この点について、臨調のほうで相当慎重にやられておると思いがすが、何か具体的な問題が提起されておりますか。

○政府委員(井原敏之君) 七人委員の中の一人であります太田委員は山本先生の御承知のような立場の方であります。その関係の問題については、おそらく七人委員の中で一番問題を深刻に考へておられると思いがすが、太田委員は御承知のように、いまおっしゃいました問題の、実は主査になつておるわけでございます。行政改革の一つのねらいは、国民に対する行政の奉仕の向上だ、この奉仕の向上の第一に、このものは、やはり簡素化ということではなからうか、簡素化ということを買きます場合に、行政の中にもやはり行政需要が推移いたしますので、非常に補充しなければならぬものと、少しは手を省いてもいいもの、こういうものがある中で、そういうことがはつきりしないと国民に対するサービスの向上にならぬじゃないか、しかし、従来ややもしますれば斜陽部門はそのまゝにしておきまして、成長部門の増員とか

機構の補充だけが出てくるものでありますから、行政機構は固定化したしまし、いよいよ膨大化するわけでありま。それではならぬというのが調査会の大きな考え方の一つになっております。したがって、行政の簡素化の中で、いまの斜陽と成長部門と分けて、そういうふうに分けをして、補充すべきものに斜陽化部門の人員を持っていこうというところは、一応観念的には考へられるわけでありまして、そういう考え方で太田委員は問題を、検討を進められております。ただ、いまおっしゃいましたとおり、配置転換といましても、いろいろな個々の職員にとつては利害関係が重大なことでありまして、きわめて慎重にやらなければならぬ問題で、その問題意識も太田主査は十分持つてやっておるようでございますから……。ただ、いま第一次試案が出まして、各省の意見を全部聞きまして、第二次の試案を作成中でございまして、次第に問題が整理されましよう。第一次試案よりもぐっとしぼつたものだろうという考へでございます。これは四月ごろになると思いがすが。

○山本伊三郎君 それじゃ、最後に、これは長官に希望の質問になるのですが、一応これで私は質問は終わりたいと思うのですが、幾たびか行政改革に類する答申もある、しかし、それを實現したというところは、ほんとうに一割も實現したかどうかからぬようないままでの状態です。それが、一時やつたけれどもまたすぐ変わつてしまつて、前のように複雑なものになつてしまつてゐる実情です、これは地方団体だけを見ましても、したがって、私は今度は根本的にやるのだというので

特に七人委員会という日本の各界の権威者を集めてやつておられる、国民も期待しております。それと同時に、いま最後に申しましたように、公務員諸君におかれましても、これによつて生活権を奪われるということになれば、たとえそれが国民の要望であるにせよ、やはり自分の生活権から考へれば、それは黙つてそれに応ずるということも、私は酷だと思ふのであります。したがって、この点をどうあんなにするかということが私は今度の行政改革のキーポイントだと思いがすが。したがって、その点は慎重に考へると同時に、勇断をもつてやらなければならぬ。各方面からの、やはり行政改革をやれば利害反する方々がどうしても出てくる。国民全般の方々の行政をす

るためには相當の犠牲はやむを得ないと思いがすが、しかし、そのやつたことがまた二、三年たつたらまたもとに返るということになれば、その間に出血した人は犠牲になるというところで、この点はひとつ行政本部長には長官がなされるのですから、その点はひとつ十分慎重に、しかも勇断をもつてやつていただきたいと思ふのであります。それがためにこれは一つの私の希望であります、なるほど七人委員会の方々の意見は、これはもちろん答申を尊重しなければいけません、が、先ほど質問しますと、各省庁の人々の意見を聞いておくということでありま。その起る場合には、その該当する層の方々のやはり意見を聞いてやるといふ雅量がなければいけないと思ふのです。そういう用意があるかどうかというのを一言聞いて、私の質問

を終りたいと思いがすが。

○国務大臣(山村新治郎君) 行政改革という仕事が過去の歴史を見ましてもなかなか容易じゃないということにつきましましてはまことに仰せのとおりでございます。したがって、いまして、この問題を行政改革本部長として私が答申をちやうだいたした曉におきましては、相當の決意をもつてこれに取り組まなければならぬと存する次第でございます。しかし仰せのとおりある程度まで勇断をもつてこれに当たらなければこの目的を達することができません。し、半面におきまして、犠牲者なるべく少ないようにという配慮を心がけることは当然でございます。これはすでにこの臨調の法案が当委員会等におきまして通過いたしました際におけるところの両院の附帯決議にもございまして、したがって、私どもは十分にこの精神を尊重いたしまして、特に大きな配置転換等の起る場合におけるところの関係者の御意見等は十分に行政本部としてはこれをお聞きいたしまして、その上におきまして善処するつもりでございます。何ふんともよろしくお願ひいたします。

○千葉信君 鶴岡委員の質問の最中に、はしなくも露呈してきた問題ですが、この臨時行政調査会設置法の中にもなければ、政令にもないことが、しかもその経過を聞きますと、予算の査定の中でその予算さえもぼつさり削られてしまつた参事という臨時行政調査会の役職ですね、これの人数は四十人というところで、民間人がこの中に何人おるか、その他の諸君が何人おりますか。

○政府委員(井原敏之君) 千葉委員の

よ。給与法には厳格に規定があるので、給与法には非常勤職員の分とすから、

ありますが、これは私も職員という
任命行為をやっていないわけでありま

原専門委員、丹羽、山県、桑田各委員、みんなそうでしょう。こういう資

たのは、他の参与と違いまして、専門事項の参画といいますが、参考人的な

へ呼んで黒白を明らかにしますか。そんなあなた法律を知らないでいいかげん

んな強弁をするのはやめなさい。法律上はつきりしているじゃないか。読んでごらんない、そこに法律出して待っている。政府がそんなでたらめなことを言っちゃ困るじゃないか。

委員長、法律を知らない人を相手にして質疑してもしょうがない。この公務員法等を主管している役職員をここに呼んで、この点を明らかにしよう。同時に、行管長官、この問題はいかに強弁しようとも、法律上はつきりしている問題ですから、今回の法律案を国会で採決する場合でも、これから六カ月またこの違法をはかむりするわけにはいかぬですから、はっきり臨時行政調査会設置法の中に入れるか、それとも国会の意向をくんで、もし国会がよいとなったら、その参事の制度なるものを、名前は何でもよろしいから、そういう専門委員と同格のかっこうで、常時、井原君の答弁からいっても、しゅっちゅう来て意見を聞かなければならぬというものを、どういう名前にするにしろ、正式なものにするかどうか、それともやめるか、どっちかの点をけじめをつけなければ、これは、これからまた六カ月間政府は違法行為を平気で繰り返す、その点をはつきりしなければならぬ段階だと思ふのです。これから六カ月間延ばすのですから……。したがって、いま行管長官から答弁してもらふよりも、その根拠となつてゐる国家公務員であるのかどうか、一般職の職員であるのかどうか、私は法律ではつきりしていませんが、井原君はああいふ答弁のしかたをしますから、これははつきりさせる必要がありますから、関係行政官を次の委員会に委員長において招致

の方法をとってください。人事院總裁でもけつこうだし、人事官でもけつこうです。

○政府委員(井原敏之君) 確かに、当初法律によつてこういうことをあるいは考えた一番よかったのであります。そういうことでもありませんし、また運用としてもはつきり、繰り返し申し上げても、任命行為も何もやらないわけでありまして、したがつて、私どもはこの一般職の職員の給与に関する法律の違反を犯しているとは今日までも考えておりません。ただ先生のおっしゃるやうに、この問題が非常に疑問があるというところならば、私、委員会に報告してやめるやうに努力してもよろしくございまして、けれども、今日まで違法をしたと言われましては、ちよつとそうは考えられないのでございまして。

○千葉信君 全然承服できない。法律上の根拠から私は聞いてゐる。だから、いまのような法律上解明されな

い、そう思つております。次回に人事院總裁なり人事官を呼んでください。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて。

〔午後四時三十二分速記中止〕

〔午後七時十五分速記開始〕

○委員長(三木與吉郎君) それでは速記をつけてください。

○千葉信君 休憩中にいろいろ理事の方々でお話し合いが行なわれたようでございます。その結果として、先ほどの委員会の審議の関係から法制局の見解を、呼んで聞いてもらいたいという希望がありまして、いま法制局側の見解が述べられようとしております

が、私はその前に一言申し上げておきたいことは、この国家公務員法の実施なり、その解釈等の関係については最終的にはこの法律の第三条によつて人事院がその責めに任ずるという立場にありまして、さらに私は他の委員会でもありましたやうに、法制局に対する不信任云々などという気持ちはさらさらございませぬけれども、しかし、どうも従来の経験からいいますと、いまにわかには法制局の見解を聞いて、あつたやうでございましてかというところにはな

りかねるというのが私の見解でございまして、あらためて次の機会——いつになりますかは別として、次の機会にこの法律実施の責任を法律上持つてゐる人事院の見解を必ず聞くことにして、それを条件として法制局側の当委員会における見解をいま聞くことについては異議ありませんから、そのつもりでお取り計らい願ひます。

○國務大臣(山村新治郎君) この際、政府といたしまして、先ほど問題になつておりました参事の問題につきま

しての見解を一応申し上げさせていただきます。

臨時における参事といわれているものは臨時行政調査会設置法第九条に基づいて協力を求めているものでござい

まして、任命行為もなく、国家公務員ではございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

はございません。したがつて、手当はございません。したがつて、手当

せんが、もしそういう点はあらためて御指摘を受けまして、お答えさせていただきますかと思ひます。

臨時行政調査会設置法第九条三項の解釈が問題となつてゐるやうでございましてけれども、同条第一項にまず目を落しとしますと、調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関あるいは地方公共団体その他の団体の長に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるという規定になつております。つまり調査会以外の機関に対しては資料の提供とか、資料の提出とか、意見の開陳とか、説明とかそういう特定の行為の協力を求めるという規定でございまして。次に第三項に参りますと、ちよつとそれと似たやうなことが書いてございまして「所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一に掲げる者以外の者に対しては、必要な協力を依頼することができる」と。このやうな規定になつております。つまり第三項も第一項と同じやうに、調査会以外の、つまり部外者に対して一定の行為の協力を依頼する、こつちやうに読むべきだと思ひます。でありますから、資料の提出をしていただけないかと、あるいは意見を述べていただけないかと、あるいは場合には外国の法令の翻訳をしていただけないかというやうな一定の行為の協力を依頼することと

ございまして、その協力を受けた部外者は、結局その依頼は断わることもちろん自由でございまして、それは一種の契約関係であらうかと存じます。

そういう関係でございまして、先ほど長官がお述べになりましたやうに、

任命行為というものはおよそ縁がないわけでありまして、この依頼を受けた者が公務員たる自分を持つというやうな関係ではないというやうに解釈いたします。

○千葉信君 てんで法制局どこから聞いてきたのか、問題の中心さへもはずれて設置法の関係で答弁してゐるじゃないか。おれが問題にしたのはそういうことでなくて、国家公務員法における問題とそれから給与法の中の非常勤の職員に対する給与の関係、それから罰則の関係を問題にしたのであつて、同時にその公務員法の関係というのは、いまお話になりましたやうな場合も、任命するとかなんとかいふ問題にかかわらず、非常勤職員として一般職の職員であることは間違いないという見解で対立したのですが、それに対する何らの回答になつていない、ピン

トが狂つてゐる。そんなことではまずまず法制局の見解なんか聞くどころの話じゃない。冒頭に申し上げたやうに、私は最終的なこの法律の実施の責任を持つてゐる担当行政官からこの問題についての見解を聞くことにいたします。てんで話になりません。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて。

〔午後七時二十三分速記中止〕

〔午後七時三十分速記開始〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記を始め

て。

○國務大臣(山村新治郎君) 先ほど私が申し上げたことと法制局の申し上げたことは決して食い違ひはないとお

りません。元來この問題になつておる

ピントは、参与がはたして公務員であ

るかどうかという点でございまして、む

ろく、参与がはたして公務員であ

るかどうかという点でございまして、む

ろく、参与がはたして公務員であ

るかどうかという点でございまして、む

ろく、参与がはたして公務員であ

○石原幹市郎君　その点で、参与は公務員でないという意味のことにについては、法律上その関係で何か法制局から答弁することがございますか。

○石原幹市郎君　その点で、参与は公務員でないという意味のことにについては、法律上その関係で何か法制局から答弁することがございますか。

○政府委員(真田秀夫君) 臨時行政調

査会で参与という名前で意見の開陳等を依頼するということをやっていらつしやるそうでございます。その参与と称されている、つまり依頼を受けた人の地位が、身分がどうであるかということが問題になっているのだそうでございますけれども、行政調査会は、その依頼を九条の三項に基づいて發しているというふうに運用していらつしやるそうでございます。そこで、九条三項の解釈ということが次に問題になるわけでございますが、その点は私が先ほど申し上げましたとおり、これはそういう一定の職員の身分と申しますか、職をつくるという規定ではございませんで、資料の提出とか、意見の開陳とか、説明とか、そういう一定の行為を依頼するという規定でございますので、第九条第三項によって依頼を受ける方が、かりにその予定者として定められておったといたしましても、そのことよつてある職ができ上がるというものではない、かように考えるわ

けでございます。したがしまして、職でない。つまり公務員でないわけでございますから、給与法なり、国家公務員法との関係はない、かように考える次第でございます。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をとめて。

〔午後七時三十八分速記中止〕

〔午後八時十七分速記開始〕

○委員長（三木與吉郎君）速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時十八分散會

昭和三十九年三月十九日印刷

昭和三十九年三月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局